

第18回（平成28年9月16日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、嶋田委員が御欠席でございます。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第18回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について」、まず、事務局から、これまでのプロセスも含めて説明をお願いします。岡本企画官、お願いします。

○岡本企画官 個人情報保護施行令（案）、施行規則（案）につきましては、7月15日に開催されました第12回委員会、7月29日に開催されました第14回委員会におきまして、パブリックコメントに付す案文について決定されまして、8月2日から8月31日までパブリックコメントを実施いたしました。本日は、その結果についての報告でございます。

資料1-1をご覧くださいいただければと思います。こちらのほうで、意見募集の結果についてということでの公表資料を考えております。

その次のページ、別紙1でございますけれども、こちらのほうで意見募集の結果（概要）ということで、この後説明申し上げます。

1 ページ目「意見提出者及び提出意見数」というのはご覧のとおりでございます。

2 ページ目、御意見、考え方についてでございます。

「（1）個人識別符号」でございます。

1 番目「①全般」ということで、個人識別符号・要配慮個人情報細かく具体的に示されたということで、範囲が分かりやすくなったことや、身体的特徴に加えまして公的番号が明確化されたことを評価するというところで、賛同の御意見ということでございます。

「②身体の特徴」につきまして、2 番目「特定の個人が識別することが出来る水準」で「電子計算機の用に供するために変換すること」と記載されているのですが、その範囲・基準を明確にすべきではないかという御意見がございます。同じような御意見がその後にも続いております。

この御意見につきましての考え方でございますが、施行令（案）のほうで列挙されましたもの、その符号のうち、規則で定める基準に適合するもののみが識別するものに該当します。その基準を、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲、適切な手法で変換すると定めておりまして、その具体的な内容はガイドライン等で明確にしております。

3 目目でございます。バイオメトリクス認証技術の水準によりまして、個人を識別することが可能な身体の特徴というものが出てきているわけですが、それ以外のもので、顔ですとか声、歩容、掌紋といったものは、本人拒否率、他人受入率といったものが高いため、識別符号とすべきではないのではないかということでございます。

考え方といたしましては、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されて

いるとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしております。御指摘のものにつきまして、特定の個人を識別することができる水準が確保されるものについて定めるということとしております。

4つ目でございます。自分の顔認証データが様々な店舗で共有されているという話でございます。これに対しての法整備を行うべきではないかということでございます。

考え方といたしましては、個別の御意見にはお答えしかねるということなのですが、一般論といたしまして、顔データですとか本人識別可能な顔画像を取り扱う場合に、法第4章の各種義務規定を遵守することが求められますとしておりまして、例えば利用目的を特定し公表または本人に通知をするということです。防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、利用目的が明らかですので、社会通念上認められるとされてきたものです。また、第三者に提供する場合に、本人に同意を得るですとか、オプトアウトを行う。開示の請求が要件を満たしている場合には、これに応じるということでございますけれども、当委員会としては法の内容の周知広報に取り組むとともに法が適切に遵守されるよう、必要な監督を行ってまいりますとしております。

5つ目「③書類等に付される番号等」ですけれども、クレジット番号ですとか携帯電話番号といったものを個人識別符号とすべきではないかということでございます。考え方といたしまして、ケース・バイ・ケースではなく、およそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを識別符号とするとしております。クレジットカードですとか携帯電話番号等につきましては、法人契約に係る番号の場合には特定の個人を識別できるとは限らないということで、個人識別符号とはしていないということでございます。技術進歩や利用実態の変化等に応じ適時適切に見直しを行ってまいりますということももちろん示しております。次のポツに続いて、個人識別符号に該当しない情報でありまして、特定の個人を識別することができるものである限りは、個人情報に該当しますということ念のため添えております。

6つ目、国家資格登録番号等を個人識別符号とすべきではないかということですが、これは5と同じような説明をした上で、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性には乏しいということで、定めることとはしていません、としております。

「(2) 要配慮個人情報でございます。

「①全般」のところで、7番、障害に加えまして、遺伝子検査等を明記しておりまして、保護の強化がされておりますと評価しますということでもあります。賛同の御意見ということでございます。

8番「②障害、検査結果及び診療情報等」でございますけれども、「病歴」に含まれる範囲を中心に明確にしてほしいということでありまして、これはガイドライン等において明確にしてまいりますとしております。

9番、賛成ということで、賛同の御意見ということでございます。

10番、健康診断等の情報を病歴とすることに反対。これは様々な健診があるということですが、そこに病名がつくわけではないのでということでありました。

考え方といたしまして、健康診断の結果を病歴として位置付けるものではありませんということです。病歴に準ずる情報として、ある個人の健康状態を明らかにして、病気を特定する可能性があるということから要配慮としておるということでございます。ここに今、意見として出ておりますような健康診断はともに、結果としてこれらの条件を満たしている、具体的な内容についてはガイドライン等において明確にしていくとしております。

11番、健康診断その他の検査の結果のうち、日常生活に影響を及ぼすなど、特に配慮を要する結果に限定されるよう規定すべきであるとしております。

考え方といたしまして、本人の心身の状態を示すものでありまして、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的に他人に開示されたくないという秘匿性の高い情報であるということで、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適当で、また、「異常」のみを要配慮個人情報としますと、事業者にとっても確認しなければならなくなりまして、極めて重い負担となり、現実的ではないということでございます。

12番、遺伝子検査ビジネスが広まりつつありますということで、「ゲノム情報」は政令中に明記しておく必要があるということでございます。

13番ではその逆の御意見でございます。

考え方といたしまして、同様なのですけれども、ゲノム情報につきまして、遺伝子検査を実施する者というのは「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれまして、また、その結果は「健康診断その他の検査の結果」及び「診療」にも含まれるということで、該当するということをガイドライン等のほうでも明確に示してまいります。

14番、医療従事者と介護従事者の情報の共有化が進められているということで、そういったものにも配慮すべきではないかということでございます。

考え方といたしまして、要配慮個人情報の定義といたしましては、他の法令の規定ですとか我が国における社会通念、歴史的背景等を参考にして、差別や偏見を生じるおそれの有無を勘案して定めていくということにしております。介護に関する情報を定めておりませんのは、こういったものは情報共有するのが重要な分野でありまして、地域でのサポートに必要な情報であるということでもあります。なお、要配慮個人情報でありまして、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときという場合には、本人の同意なく取得することが可能ということで、情報共有には支障がないことを示しております。

15番「③刑事手続・少年保護手続」のところでございます。報道機関から入手した場合は要配慮個人情報から除外すべきということでございます。

これにつきまして、今回の改正法で、公開されている場合というのは要配慮個人情報に

同意なく取得することができる」と定めておりまして、この内容もガイドライン等で明確にするというところでございます。

16番、労働組合への加盟や性生活といったものを入れなかった理由ということでございます。

考え方といたしましては14番と同じなのですけれども、それに加えて、法定の「病歴」ですとか「犯罪の経歴」に準じた取扱いが必要な情報であって、差別や偏見を生じるおそれのある情報として国民的なコンセンサスが形成されていると考えられる情報につきまして、限定的に定めたということを示しております。

その次、17番「(3) 個人情報データベース等から除外されるもの」ということで、市販の電話帳を除くということにしておりますけれども、それが犯罪に利用されることを懸念しているということでございました。

考え方といたしましては、広く一般に市販されている名簿等は広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されておりました、それを購入した事業者がそのまま使用する限りにおきましては、たとえ漏えいですとか第三者提供等があったとしても、個人の権利利益を侵害する危険性は少ないということで除外するとしたということを示しております。

18番、無償配布ですけれども、無償配布も個人の権利利益を侵害するおそれがないと言えるのではないかとということでございますけれども、これにつきましては、市販された名簿等に比べまして、作成、頒布した事業者が不明確であることが多く、意図せず漏えいした個人情報を利用したものである可能性もあるということから、無償頒布のものは個人情報データベース等から除外をしておりますということなんです。

(4) ですけども、①といたしまして目視、撮影の話でございます。意見といたしまして、本人同意なく取得をされる場合に、映像等に映り込んでしまうケースでございます。

考え方といたしまして、本人の同意なく取得できる場合の内容はガイドライン等において明確にしますとしており、本人の同意のない取得が仮に認められたといたしましても、利用目的を本人に通知ですとか公表、利用目的の範囲内で利用する必要があるということにつきましては変わっておりませんで、第三者に提供するためには本人の同意を取得する必要がありますということを示しております。

20番、第三者提供によりまして要配慮個人情報を受け取る場合ですけれども、第三者提供することについて本人の事前同意を得ているということであれば、要配慮個人情報を取得することについても同意を得ていることになるのではないかとということでございます。

考え方といたしましては、第三者提供について本人から同意を得ている場合に、要配慮個人情報を取得することについても同意が得られていると考えられますので、重ねて本人から同意を取得する必要はありません。ガイドライン等で示してまいりますということでございます。

21番、本人に不利益が生じない適切な利用を行う目的で医療情報、疾患情報の取得は本人の同意なく取得できるようにしてほしいということでございます。

考え方といたしましては、もし仮に取得できるようにしてしまいますと、要配慮ということで位置付ける意味が損なわれてしまいますので、本人同意のもと取得されるべきとしております。なお、ガイドラインにおきましては、現場の運用に配慮した手法が認められているところでありまして、改正法の施行後におきまして、従前からの運用と齟齬が生じ、混乱が生じることがないように、ガイドライン等において記載を検討してまいりますということでございます。また、要配慮個人情報でありまして、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときということでありましたら、本人の同意なく取得することが可能でありまして、そのような場合は支障がないということも示しております。

その次は「（５）事業所管大臣への権限の委任等」でございます。

「権限を委任できる事情」でございますけれども、22番、この権限委任の条件をより限定的にすべきとの御意見でございます。

考え方といたしまして、事業所管大臣の専門的知見ですとか体制を活用することが目的でありまして、委任することができる権限を報告徴収と立入検査に限っているということで、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施するとしております。その権限の委任の事情というところですが、①緊急かつ重点的に取り扱う必要がある、あるいは②効果的かつ効率的に取り扱うために事業所管大臣の専門的知見を特に活用する必要がある場合に限られるということにしておりまして、十分限定的に定められているということでございます。また、その結果は報告を委員会のほうで受けるとしてありまして、権限の一元化は図られているということでございます。

「（６）個人情報取扱事業者から除外される者」ということで、これは端的には5,000件要件の撤廃の話でございます。

23番ですが、それを評価いたしますということで、賛同の御意見でございます。

24番ですが、直接ではありませんが、マンション管理組合につきまして個人情報取扱事業者としての規制の対象にするべきではないとの御意見ございました。

考え方といたしましては、分譲マンションの区分所有者で構成される管理組合のように、営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していけば、個人情報取扱事業者にあたるということでございます。したがって、一定の規律に服すことにはなるのですけれども、マンション管理業務を運営する会社に委託をする場合には、第三者提供にはあたりませんし、本人の同意を得る必要はないということでございます。特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置につきましては、御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載も検討してまいります。それから、当委員会のホームページのほうに「会員名簿を作るときの注意事項」というものも掲載しているということで、併せて示しております。

25番でございますけれども、中小企業に生じる具体的な影響について周知広報を希望するというところでございました。

考え方といたしまして、周知広報は積極的に取り組んでまいります。特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置につきまして、ガイドライン等において記載を検討してまいりますとしております。

(7)は、外国の第三者が規則で定める基準に適合する体制を整備している場合には、その第三者に対して国内と同様に個人データを提供可能という話でございました。

①といたしまして措置の実施の確保ですけれども、意見といたしましては、EUのようなSCCやBCRのスキームを御用意いただきたいということですが、そういったものが用意されているということを説明しているのが考え方でございます。

改正法24条によりまして、本人同意を取得するほか、施行規則案11条各号に沿って、外国の第三者への個人データの提供は可能となりますとしております。その11条というところで示しているのが①②ですけれども、その下のところで、ガイドライン等において今後明確にしてまいりますとしておりまして、契約や内規、プライバシーポリシー等におきまして、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合それから、APECのCBPRシステムに基づく認証を受けている場合というのが想定されるとしております。

27番「②国際的な枠組みに基づく認定」ですが、ここの具体的な明記ということで、CBPRということも補足しており、ガイドライン等で明確にしてまいるとしてしております。

28番、CBPRにつきまして「認定」という語は「認証」に修正すべきではないかということではありますが、様々な用語が使用され得ることから、現状の記述で御理解いただけるとしてしております。

29番、24条の同等水準にある外国というものの国名を明記してもらいたいということですが、これにつきましても、制度の見直しが行われているところでございます。詳細かつ多角的な検討が必要ということで、今後、継続的に検討としております。

30番、クラウドサービスについてでございますけれども、こちらにつきましても「外国にある第三者への個人データの提供」に該当しないように明確にしてほしいということでございます。

考え方といたしましては、これは一律に規定することはできないということですが、一般論として、契約条項によりまして「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められているということでありましたら、適切にアクセス制御を行っている場合等におきましては、「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されるということで、ガイドライン等における記載を検討していくということでございます。

31番、委託や共同利用に伴いまして、改正後の法第24条が適用されるのかということですが、これは適用されるということにしております。

(8) 第三者提供に係る確認記録義務でございます。

32番、電磁的記録で保存する上での具体的な要件を示すべきということで、記録の作成・

保存義務の趣旨に反しない形での管理が求められるとしております。

33番、トレーサビリティの観点から、親子会社間等におきまして、共同で記録を作成・保存する方法も排除されないのではないかと考えております。ただ、法的責任が免責されるものではございませんので、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同様の体制を構築する必要がありますとしております。

34番、オプトアウトについても「一括して」記録を作成することを認めるべきとしておりますけれども、こちらのほうは大規模漏えい事案を踏まえた立法趣旨に鑑みまして、オプトアウトによる第三者提供を行うときは原則どおり記録を作成する必要があるものとしております。ただ、例外的にですけれども、不特定多数の者に対して個人データを提供するときはその旨を記録することで足りるし、また、記録した事項と内容が同一であればそれを省略することもできるとしております。

35番、システムログを記録として認めてほしいということで、これは「電磁的記録」に含まれるとしております。

36番、DNA配列情報自体が該当するのではないかと、記録対象になるのではないかとということで、それは膨大であるという話なのですが、これに対しましては、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が必要と考えられますとしております。その次の点以下で、DNAを第三者提供する場合のものとしたしましては、当該DNA自体ではなくて、付番されているID等でも足りるのではないかとという話と、76条の学術研究の場合というのが確認記録義務の適用除外となるということが考えられるとしております。

「(9) 匿名加工情報」です。

37番、セキュリティの観点から、形式的に作成してしまっているような場合、あるいは、統計情報を作成する過程での中間生成物としての場合ということですが、これはそれぞれ匿名加工情報を作成する時には該当しないと解されるということで、ガイドライン等において明確にしていくとしております。

38番、具体的な加工方法等は業界団体等の民間の自主的な判断に委ねるべきとしておりまして、こちらのほうも国会審議の過程におきましても、事業者全てに共通する一般的加工手法その他最低限の規律を定めるとしておりまして、それに沿って委員会規則を作成したところでありまして、この内容につきましてガイドライン等において解説していくということと、今後ですけれども、こういったものを踏まえた自主ルールを定める認定個人情報保護団体等に期待がされますということを示しております。

39番、施行規則19条各号の条項を全て満たす必要があるのかということなのですが、これは全て満たす必要があります。それをガイドライン等で示していきますとしております。

40番「③加工方法等の情報に係る安全管理措置の基準」ということで、過剰な負担とな

らないようにすべきということでございます。

これは、業界の特性等を踏まえた自主ルールにより、適切な運用が行われるよう、認定個人情報保護団体とも適切に連携をしておりますとしております。

「④匿名加工情報に係る公表」でございますけれども、これにつきまして、試行錯誤段階では公表する義務がないことを明確にすべきと41番で出ております。こちらにつきましては考え方としましては、37と同じですので割愛をさせていただきます。

42番、同じく作成時、提供時の公表義務について、都度でありましたら、過度な負担がかかるということで、公表の方法につきましては、項目が同一の匿名加工情報を反復・継続して作成・提供する等の場合も考慮した上で、ガイドライン等における記載を検討してまいりますとしております。

最後「(10) その他」でございます。

43番は施行日でございます、態勢整備に必要な期間を踏まえて設定すべきとしておりまして、執務の参考とさせていただきますとしつつ、施行日の具体的な日付につきましては決定次第別途お示ししてまいりますとしております。

44番は、周知広報をしっかりすべきということで、法の趣旨、内容の周知広報に取り組んでまいりますとしております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明にありましたように、209の個人又は団体から延べ1,043件の御意見が寄せられまして、それを整理した意見募集結果は304ページまであります。その概要を御説明していただきました。この説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、御説明いただいて、非常に多くの御意見を頂いて、国民の皆様の高い関心を実感しているのですが、御意見の多かった箇所のうち個人識別符号と要配慮個人情報の定義の部分に関して、消費者団体から一定の評価を頂いたものと認識しております。

また多くの御意見を頂いて、これらの定義の具体的な内容は考え方のほうに示されているように、IT技術等の技術の進歩の中で私たちの利用の実態が大きく変化をして、これから事業者の自主的な取組も更に変化をするという、変化のあることを踏まえれば、今後、それに応じて不断の見直しを行うことが当然必要だと思われまます。

パブコメで頂いた御意見の趣旨を踏まえて、今後の継続的な検討を進めなければならないと考えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 匿名加工情報の規則案第19条に関してですけれども、今回の法改正において非常に重要な、ある意味一つの目玉になるところだと思っています。この匿名加工情報というものの定義、それをどのようにしていくかという点で、今回寄せられているものの内



容などを見ますと、事業者における創意工夫とか、実態に合わせて柔軟に対応していくということで、そういうレベルでルール化可能なルールというものを書いてきているという点では、非常にこの書き方というのはいいことではないかと思えます。

ただし、今後、ガイドライン等、さらには事務局レポートを出していくことで、より具体的にしていくという形で周知徹底して、混乱のないように是非していただくということが大事で、ここは非常に重要なところだと思いますので、今後もしっかりとまとめていく必要があるのだなと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今回のパブコメで、本当に多くの意見が寄せられて、関心の深さを改めて認識した次第です。

私のほうからは、第三者提供の際の確認記録義務の詳細についてのところですが、改正法の国会審議のころから過度な負担にならないように等の議論があったところでありますが、今回提示された規則案は、ビジネスするほう、事業者にとっても非常に配慮された、比較的使いやすいルールになっているのではないかと思います。したがって、一定の理解が得られるものだと思います。

引き続き、ガイドライン等においても本当に丁寧で分かりやすい説明を心がけていきたいと考えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 非常に大部なパブコメをここまでまとめていただきまして、ありがとうございました。

高齢化社会の中でこれからどうしても医療介護というのが非常に大事になってくる中で、診療情報というのは要配慮個人情報という形になってまいりました。先ほど御説明がありましたように、例えば14番の御意見の中で、医療介護の連携というのがこれから大事で、それに対しても考えていかなければいけないということの指摘がございました。個人の権利利益の保護の観点から、診療情報を要配慮個人情報にするということは望ましいのですが、一方で、医療介護の現場に混乱が生じることは避けなければいけないと思えますし、より医療介護の現場に即した現実的な対応というのが取扱いには必要だと考えておりますので、引き続きこの点については検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 先ほどの説明の中でも、特にパブリックコメントに対する考え方の中で、非常に広い範囲にわたってガイドライン等で具体的に説明していくとか、あるいはQ&Aのような形で分かりやすく伝えていくということの重要性が指摘されているわけですが、

これはこれから具体的に踏み込んでいくということ、それを通して全体としての改正個人情報保護法のルール全体の像のようなものを完成させていくということが必要だと思いますので、是非引き続きその点についてもやっていきたいと思っています。

○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 私からは、国際的な取組について意見を述べさせていただきたいと思っています。

様々な意見を法24条に関連する政令、規則に関していただいているのですが、国内の企業、団体以外に海外の企業、団体からも意見が来ているということで、国際的にもかなり注目されているということになるかと思っています。

今後、様々な場で今回の政令、規則の内容を含めて、我が国の個人情報保護の取組を発信する必要があるということがあります。国際的な理解を深めるためにも、情報の発信等に努めて進めていければと考えます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 皆さんがおっしゃったのとあまり変わらないのですけれども、とにかくパブリックコメントで様々な意見が出てきまして、具体的な話が出て、それに対してこちら側の意見をまとめたということで、政令、規則等々の内容に対する理解をいっそう深めることができるようになってきているということで、大変結構だと思います。これをガイドライン等々に、あるいはQ&Aに落とし込むのですね。より具体的にやっていくというのが大事だと思うのですけれども、その中で、社会通念とか経済社会環境の変化等で今後、考えていかなければならないものも出てくるでしょうし、そういったことも踏まえて、今後、国際関係、社会経済状況、あるいは我が国の伝統等々を考えながら、政令、規則そのものはそうそう変えるものではないと思うのですけれども、常に見直しを行っていくということが重要ではないかと思っています。

○堀部委員長 ありがとうございます。

委員から貴重な御意見を賜りました。

政令の改正（案）、施行規則（案）、これらはこれから「（案）」が取れていくわけですが、これらの制定は個人情報保護法の施行準備の過程では非常に重要な意味を持っています。ここで大きな山を越えたといいますか、区切りができたように思います。

御意見にもありますが、「（案）」でまとめたところは法の趣旨や国会審議なども踏まえ、さらに関係者の意見等を踏まえまして、個人情報の保護と利活用のバランスがよくとれたルールができたと思います。このようにまとめられましたことにつきまして、関係者の皆様に御礼申し上げたいと思います。

何人かの委員からも出ていましたし、また、御意見に対する考え方の中でも、ガイドラインに触れていますが、ガイドラインについても既に策定の準備は進めております。様々な意見が出てきておりますので、そちらも含めてガイドライン策定に当たっていくことに

なりますので、引き続きよろしく申し上げます。

今、申しましたように一つの区切りといたしますか、山と言ってもいいかもしれませんがけれども、それを何とか越えたということにもなりますので、ここで事務局を代表して、其田事務局長から一言申し上げます。

○其田事務局長 今年の2月、まだ寒いころにこの9名の体制にいただきまして、3月以降、本当に精力的にハードスケジュールの中で御審議をいただきまして、そういった中で、様々な御意見を頂いたり、あるいはアドバイスを頂いたり、御相談もさせていただきながら、ようやくここまで来られたのかなと思います。

その間、事務局としても精いっぱい努めてきたつもりではあるのですがけれども、本当にタイトなスケジュールの中で、様々な御負担もおかけいたしましたかと思えます。どうも本当にありがとうございました。

本日もまた、これからガイドラインでありますとか、Q&A、運用を含めて御意見を賜りましたので、またしっかり努めてまいりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○堀部委員長 引き続きよろしくお願ひいたします。特に御意見がないようですので、原案どおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思えます。

○堀部委員長 次に、議題2「関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について」、まず、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 「関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」につきましては、9月6日に開催されました第17回委員会において、事務局から概要を説明させていただいたところです。

本日は、この事務の全項目評価書について、承認するかどうかを審査していただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価書の評価指針への適合性・妥当性について精査した結果の主な内容について、事務局から説明させていただきます。

○事務局 3健保組合の評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査について、資料2-1から2-3に基づき、まとめて説明させていただきます。

「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」以外については、3組合とも同様の内容となっていますので、まず、関東ITソフトウェア健康保険組合を例に説明させていただきます。資料2-1の関東ITソフトウェア健康保険組合の審査表につきまして、表紙の裏面の目次をご覧ください。

まず「全体的な事項」の審査となります。本項目では、保護評価の実施手続が確実に実施されているか、例えばしきい値判断に誤りはないか、パブリックコメントが適切に実施されているかといった観点や、評価の対象となる事務が具体的に記載されているか、特定

個人情報ファイルを取り扱う際のリスクの特定ができていないか等、全体的な観点での審査をしています。

審査結果としましては、いずれも「問題は認められない」としています。

次に「健康保険基幹情報ファイル」の取扱いの審査となります。この項目では、各健康保険組合が保有する特定個人情報ファイルについて、入手・使用、委託、提供・移転、保管・消去のそれぞれのプロセスにおける取扱いの概要やリスク対策等が具体的に記載されているかについて審査しています。

審査結果としましては、いずれも「問題は認められない」としています。

他の2組合とも、ここまでは同様の記載となっており、いずれも「問題は認められない」としています。

続きまして、12ページをご覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査となります。

1点目「主な考慮事項（細目）」の74番をご覧ください。「特定個人情報を外部のデータセンター内のサーバに保存することとしているが、データセンターとの間の個人情報の授受等に係るリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」という観点で審査をしています。

審査結果としましては、「問題は認められない」としています。

所見としましては、「データセンターとの情報授受において、通信内容の秘匿、盗聴防止の措置を講じた回線を利用すること、データセンターのサーバ室において、IDカードによる立入の制限や入退室記録管理を行うこと等が具体的に記載されている」としています。

2点目になりますが、「主な考慮事項（細目）」の75番をご覧ください。「届出書のデータ入力業務を委託することとしているが、組合事務室内で作業を行う委託先との個人情報の授受を紙媒体及び電子記録媒体で行うことについて、リスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」について、審査結果としましては「問題は認められない」としています。

所見としましては、「帳票類のデータ入力業務では、入力する書類の提供及び返却時に、書類の種類や枚数を受渡伝票と管理簿で確認すること、入力データファイルを引き取る時は、電子記録媒体に組合が認証した暗号化・パスワード設定を行わせること等が具体的に記載されている」としています。

次に、資料2-2、東京実業健康保険組合の審査表をご覧ください。

「全体的な事項」と「健康保険基幹情報ファイル」の取扱いについては、先ほど申し上げましたとおり、関東ITソフトウェア健康保険組合と同様に記載されていますので、説明を省略させていただきます。

12ページの「主な考慮事項（細目）」の74番をご覧ください。「届出書のデータ入力業務を委託することとしているが、委託先との個人情報の授受を紙媒体及び電子記録媒体で行うことについて、リスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個

個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」との観点で審査をしています。

審査結果としましては、「問題は認められない」としています。

所見としましては、「特定個人情報の提供及び返却時に、授受伝票と管理簿の記録をその都度点検し、双方で一定期間保存すること、提供及び返却時に搬送する方法は、施錠可能なケースに格納した上で搬送すること、電子記録媒体で提供及び返却するときは、組合で認証した暗号化、パスワード設定を行うこと等が具体的に記載されている」としています。

次に、資料2-3の東京都情報サービス産業健康保険組合の審査表をご覧ください。

先ほどと同様「全体的な事項」と「健康保険基幹情報ファイル」の取扱いについては説明を省略させていただきます。

12ページの「主な考慮事項（細目）」の74番をご覧ください。「届出書のデータ入力業務を委託することとしているが、委託先との特定個人情報の授受を回線で行うことについて、リスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」との観点で審査をしています。

審査結果としましては、「問題は認められない」としています。

所見としましては、「特定個人情報を含む情報をネットワークを介して提供する場合は、暗号化を行い、VPN等の回線を使用する等、安全な方法で委託先へ送信すること等が具体的に記載されている」としています。

続きまして、「総評」及び「個人情報保護委員会による審査記載事項」ですが、こちらは3組合共通の内容となっているので、東京都情報サービス産業健康保険組合の審査表を例に説明させていただきます。13ページ上段の「総評」をご覧ください。これまでの主な考慮事項について、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として3点記載しております。

(1) としまして、「適用、給付及び徴収関係事務においては、基幹システム及び中間サーバー等を使用し、特定個人情報ファイルである健康保険基幹情報ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる」としております。

(2) としまして、「事務で取り扱われる健康保険基幹情報ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる」としております。

(3) としまして、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる」としております。

続きまして、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項としまして、4点記載しております。

1点目としまして、「適用、給付及び徴収関係事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある」としております。

2点目としまして、「特定個人情報のインターネットへの流出に係るリスク対策及び特定個人情報の委託に係るリスク対策は、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある」としております。

3点目としまして、「特定個人情報の取扱いについては厳格な対応が求められるため、職員への教育は実務に即して実施することが重要である」としております。

4点目としまして、「情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である」としております。

なお、他の2組合の「総評」及び「個人情報保護委員会による審査記載事項」も同様の記載となっておりますので、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

この評価書につきましては、各委員に御検討いただき、また、事務局で厳密にチェックしていただいております。特に御質問、御意見がありませんので、この評価書を承認することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、「関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」を承認することといたします。本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、事務局におきましては、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。

申し上げます。

○大塚調査官 それぞれの組合に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に議題3「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3について説明させていただきます。

(1) 独自利用事務、つまり番号法第9条第2項の条例で定める事務につきまして、これまでも(2)及び(3)の①にありますとおり、情報連携の対象となる独自利用事務の

事例を公表してまいりました。

今回、(3)の②にありますとおり、これまで主務省令が出ていなかった事務につきまして、主務省令が公布されましたことから新たに事例を追加して公表させていただくものでございます。事例といたしましては、保育所保育料の減免・免除に関する事務、難病患者の医療費助成に関する事務等となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 独自利用事務について、主務省令改正との関係ですけれども、地方公共団体にヒアリングしたときに既に地方公共団体側からは、要望としてこういう事例を追加してほしいと受けていたのですね。

○事務局 はい、地方公共団体から要望を受けていたものです。

○阿部委員 今回の事例拡大により、委員会規則に基づき地方公共団体において手続をしてもらおうと考えていいのか。

○事務局 地方公共団体から届出等の手続をしていただきます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

特に意見がありませんので、原案のとおり決定し、公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に議題4「その他」です。定期的な報告に関する規則のパブリックコメント実施について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 私からは、番号法第28条の3第2項の規定により、地方公共団体等が行う定期的な報告に関する規則のパブリックコメント実施について、資料4を用いて説明させていただきます。

定期的な報告に関する規則につきましては、7月26日に開催されました第13回委員会において、規則の方向性を諮り、承認を頂きました。その際、頂きました御意見を踏まえ、規則(案)を作成しましたので、今般、パブリックコメントの実施手続について承認をいただければと考えております。

パブリックコメント案としましては、規則(案)の概要と規則(案)を考えております。なお、パブリックコメントは委員会で承認を頂きました後に30日間実施したいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、原案のとおり、パブリックコメントを実施したいと思えます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

福浦総務課長から今後の予定について説明をお願いいたします。

○福浦総務課長 次回ですが、9月30日金曜日の14時からこの会議室で行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおり取り扱いたいと思っております。

また、「関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」が承認されましたので、前回会議の提出資料であった評価書についても公表いたしたいと考えてございます。

本日は誠にありがとうございました。